

## 重要事項調査議員団（第一班）報告書

団	長	参議院議員	中曾根弘文
		同	猪口 邦子
		同	江島 潔
		同	堀井 巖
		同	杉尾 秀哉
		同	谷合 正明
		同	浜口 誠
		同	清水 貴之
同	行	情報監視審査会事務局長	
			松井 一彦
		情報監視審査会事務局	
		総務課長	富士 由將

### 一、はじめに

国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要な情報である特定秘密の保護制度に関して、政府による運用を常時監視するため、本院では、平成二十七年三月より情報監視審査会が活動を行っている。近年の安全保障情勢の変化等を受け、特定秘密の保護の適切性確保への強い要請があるほか、本年（令和元年）末には特定秘密保護制度施行から五年を経過し、同制度の運用見直しも想定されることから、引き続き、同審査会による実効的な監視の取組が期待されている。

一方、秘密情報の保護制度及びその監視活動に関する諸外国の状況を概観すると、米国では、議会及び政府における長年の活動を通じて優れた経験が蓄積されており、また、カナダでは、同国のこれまでの経験・教訓等を踏まえて、近年、安全保障・情報活動に従事する行政機関の監視体制が大幅に刷新され、かつ、強化されている。

このような状況を踏まえ、本院の重要事項調査として、「アメリカ合衆国及びカナダにおける政府が保有する秘密情報に対する議会の監視活動に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察」が実施されることとなり、情報監視審査会の会長及び委員（派遣当時）で構成された本議員団が、令和元年九月十六日から二十一日までの六日間、米国及びカナダを訪問した。

議員団は、派遣に先立ち、外務省及び国立国会図書館から米国及びカナダの内政や政府が保有する秘密情報に対する両国の議会及び政府の監視体制について詳細な説明を聴取するなど準備を進めた。また、派遣期間中は、以下の日程のとおり、関係訪問先において調査等を行った。

九月十六日（月）

成田発 米国・ワシントンDC着  
国立ホロコースト博物館における調査、在米日本企業関係者との懇談  
九月十七日（火）  
連邦議会上院情報特別委員会委員との意見交換、連邦議会上下両院視察、  
情報保全監督局及び省庁間上訴委員会における調査  
米国情勢に関する大使館ブリーフィング  
九月十八日（水）  
連邦議会日本研究グループ共同議長との 会談、連邦議会上下各院情報  
特別委員会委員等との意見交換  
ワシントンDC発 カナダ・オタワ着  
カナダ情勢に関する大使館ブリーフィング  
九月十九日（木）  
カナダ日本国会議員連盟所属上院議員等との意見交換等、カナダ上下両  
院視察、国家安全保障情報評価庁における調査、国会議員安全保障情報委  
員会における調査  
九月二十日（金）  
オタワ発（トロント経由）  
九月二十一日（土）  
東京着  
以下、調査等の主な内容を報告する。

## 二、米国における調査等

### 1 連邦議会上下各院情報特別委員会委員等との意見交換

連邦議会において政府情報機関の監視等を行う上下各院の情報特別委員会において積極的な活動に取り組んでいる七名の委員等と意見交換を行い、委員会における具体的な監視手法等について聴取したところ、概要は以下のとおりである。

#### （一）ロイ・ブランド上院情報特別委員会委員

議員団より、上院情報特別委員会での調査プロセスについて問うたところ、月一回の政府の情報機関幹部との意見交換のほか、週二回のテーマごとの聴聞会、年一回の公聴会並びに情報機関の長の人事に関する公開及び非公開での聴聞会を通じて、情報機関の活動を監視している旨説明があった。

また、情報特別委員会が得た経験の中で日本の情報監視審査会に教訓となる点について問うたところ、審査会が情報機関から必要な全ての情報を受けることができるようにすることが最も重要であり、米国では、情報機関の長の人事の審査の場において候補者にそれを誓約させており、また、授権法案の審査も、情報機関からの情報提供を担保する重要な機会として捉えている旨説明があった。

加えて、情報監視審査会における特定秘密保護制度の監視が更に充実することは、日米両国政府間の情報共有や協力関係の強化に資する旨見解が示された。

このほか、日米関係について意見交換がなされた。

## **(二) デビン・ニューネス下院情報特別委員会筆頭委員等**

意見交換には、ニューネス委員のほか、下院情報特別委員会のクリス・スチュワート委員及びブラッド・ウェンストラップ委員が同席した。

議員団より、上下院の情報特別委員会の役割の違いについて問うたところ、ニューネス委員より、上院の所掌に情報機関の長の人事が含まれる点以外は、両者は同じ役割を有している旨説明があるとともに、議会における授權法案の審査においては、両院が同じ結論に達する必要があることから、上下院の委員会間では、毎年、各情報機関の予算上の優先事項等に係る合意を形成している旨発言があった。

また、政府が保有する秘密情報へのアクセスについて問うたところ、ニューネス委員より、原則として委員会は全ての情報の提示を受けるが、特に秘匿性の高い情報については、上下院八名（上下院の情報特別委員会の委員長及び少数党筆頭委員、上院の多数・少数両党院内総務、下院議長、下院少数党院内総務）のみが政府から情報提供を受けることとなっている旨説明があった。

さらに、委員会の監視活動の結果として得た教訓を問うたところ、ニューネス委員より、情報機関は情報の開示に消極的な傾向があるがゆえ、監視を行う議会側とは常に摩擦が生じ、これに対処し続ける必要がある旨見解が示された。

このほか、日米間等の貿易問題及び日本の周辺情勢について意見交換がなされた。

## **(三) ダイアン・ファインスタイン上院情報特別委員会委員**

意見交換の冒頭、ファインスタイン委員より、上院情報特別委員会は、情報機関を対象とした公聴会と同機関の予算の審査等を通じて同機関の活動を監視している旨説明があったほか、委員会の一員として米国の情報機関による拷問行為に関する四年間の調査に携わり、情報機関の活動の問題点や改善点を報告書として取りまとめた際の教訓として、米国には十七の情報機関が構成する大きなインテリジェンス・コミュニティが存在し、かつ、各機関は秘密情報の開示に極めて消極的であることから、その活動を市民の代表である議員が監視することが重要であり、今後も監視を強化し続けることが必要と感じている旨発言があった。

以上の発言に対し、議員団より、多くの情報機関に対する委員会の監視機能の十分性について問うたところ、情報機関の予算の審査や同機関の長の考え方などをただす機会を通じて監視を行っている旨説明があった。

また、委員会の活動を補佐する職員の体制について問うたところ、ファインスタイン委員より、情報特別委員はそれぞれ一名の専属職員を任命することが可能であり、専属職員は、委員が必要とする全ての情報を入手し、正確かつ忠

実に委員と共有する役割を有しており、また、良い専属職員を任命することが委員会の活動の充実に資する旨説明があった。なお、同席したファインスタイン委員の専属職員より、委員会には四十名の職員が任命されており、自身は情報機関での勤務経験を有し、専属職員の任命に際し、セキュリティ・クリアランス（政府の秘密情報の取扱いに係る適性評価を経て付与された当該情報の取扱者資格をいう。以下同じ。）を得ている旨補足説明があった。

さらに、委員会活動への国民の理解に資するための取組について問うたところ、個々の委員が報道機関の取材に応じて情報提供しているほか、委員会より国民向けの文書を公表し、また、年一回公開の委員会を開催している旨説明があった。

#### **（四）マイケル・コナウェイ下院情報特別委員会委員**

意見交換の冒頭、コナウェイ委員より、委員間で調査担当地域を分担して調査しており、世界中の関係者より必要な情報を得て、情報機関を取り巻く情勢を把握する取組が重要である旨発言があった。

議員団より、情報機関の監視における情報特別委員会と他の委員会の連携の事例について問うたところ、軍事委員会と共同で調査を行う例や、授權法案と密接な関係を有する歳出法案を所管する歳出委員会との連携の例がある旨説明があった。

また、情報特別委員会が授權法案等の審査権限を有することの効果について問うたところ、授權法案等の審査権限は、情報機関の委員会に対する姿勢に影響を及ぼしている旨説明があった。

また、政府間の情報共有の前提として十分な秘密保護の仕組みが不可欠であることを踏まえ、日本の制度に関する見解を問うたところ、秘密保護制度への信頼を高めるべく、議会が監視の役割を十分に果たすことの重要性が指摘された。

さらに、委員会による情報機関の監視活動に係る課題に関しては、過去三年間、委員会は、政治色の強い問題に注力しており、本来の責務である情報機関の監視に焦点を当てるべきである旨見解が示された。

このほか、日米関係及び日本の周辺情勢について意見交換がなされた。

#### **（五）アダム・シフ下院情報特別委員長**

議員団より、下院情報特別委員会の活動に関する現状について問うたところ、情報機関内の不正に関する内部告発に関して委員会が求めた情報提供を情報機関側が拒否しているため、委員会と政府の間で対立が起きており、議会は、召喚権限に基づき、情報機関に対して内部不正に関する情報を議会に提出するよう働きかけている旨発言があった。

このほか、日本及びその周辺の情勢について意見交換がなされた。

## **2 情報保全監督局及び省庁間上訴委員会における調査**

情報保全監督局（以下、本節において「I S O O」という。）は、行政機関による秘密情報の指定及びその解除が大統領令に準拠して行われているかを中立の立場で審査する国立公文書館の一部局である。また、省庁間上訴委員会（以下、本節において「I S C A P」という。）は、行政機関の秘密情報取扱者や国民等からの請求に基づき、行政機関による秘密情報の指定の適否に係る裁決等を行う大統領の附属機関である。

調査の冒頭、I S O O局長その他の両機関の幹部職員より、両機関の概要について次のとおり説明があった。

I S O Oは、一九七八年に大統領令に基づき創設された。主な任務は、①行政機関の秘密指定等の運用に係る指令発出並びに助言・勧告、②各行政機関による情報保護の取組の監査、③I S C A Pの支援の三点である。また、その結果は、大統領及び国家安全保障担当大統領補佐官に対する年次報告の提出、各行政機関に対する勧告を含む監査結果の通知、連邦議会におけるI S O O局長による証言及び国民向けの広報という形で開示又は通知される。

次に、I S C A Pについては、六行政機関等及び中央情報局（C I A）の幹部級職員で構成され（C I Aは案件により参加）、その議長は、構成員の中から大統領により選任される。I S O O局長は、I S C A P局長を兼任するほか、I S O O職員は、I S C A Pの事務を補佐している。主な任務は、①行政機関の秘密取扱者が秘密指定等に関して当該行政機関に申し立てた異議が却下された場合に行われる上訴の裁決、②秘密情報の指定期限到来時に自動的に当該指定が解除される取扱いの免除に係る審査、③行政機関の秘密情報に関する国民からの指定解除請求が却下された場合に行われる上訴の裁決の三点である。なお、③の上訴の四分之三では、国民からの秘密指定の解除請求を却下とした行政機関の判断を覆し、一部又は全部の秘密指定を解除する旨裁決している。また、上記①及び③の裁決に対して被上訴行政機関が不服を有する場合、当該行政機関は、大統領に上訴することができる。

以上の説明に対して、議員団より、I S O Oの活動に必要な秘密情報を行政機関から全て提供されているかを問うたところ、原則として活動に必要な秘密情報の提供を受けているが、極めてまれな状況下では、I S O O局長のみが情報提供を受ける等の例もある旨説明があった。

また、I S O O及びI S C A Pの職員及び予算の十分性について問うたところ、連邦政府予算の削減が求められる中、職員及び予算は十分とは言えず、それゆえ、両機関の活動が監視対象である行政機関の自己監査に過度に依存せざるを得なくなっており、大統領に提出する年次報告書の中で、両機関の活動資源の充実を訴えている旨説明があった。

さらに、安全保障の強化のため政府間の情報共有が進むに伴い、情報保護の重要性も高まっている現状に関して、I S O O局長より、情報量が増え、情報伝達技術も進化する中、情報システムや情報取扱者に対する情報漏えい防止策

の強化が課題である旨の見解が示された。

### 3 連邦議会日本研究グループ共同議長との会談

連邦議会日本研究グループは、日米間の主要問題に関する研究・分析や日米議員間の議論の機会の拡大を目的として、一九九三年に発足した非公式かつ超党派の団体であり、連邦議会上下両院議員で構成される。議員団は、訪米中、同グループ共同議長であるビリー・ロング下院議員と懇談し、日米関係、日本及びその周辺の情勢、米大統領選の見通し等について意見交換を行った。

### 4 その他

議員団は、米国訪問中、上記 1 から 3 の活動に加え、在米日本大使館より同国事情に関するブリーフィングを受けたほか、国立ホロコースト博物館の運営等に関する調査及び在米日本企業関係者との日米の政治経済情勢等に関する懇談を行った。

## 三、カナダにおける調査等

### 1 カナダ日本国会議員連盟所属上院議員等との意見交換等

カナダ日本国会議員連盟（以下、本節において「加日議連」という。）は、日本・カナダ両国間の相互理解や良好な関係の構築を目的として一九八一年に発足した超党派の議員連盟である。議員団は、加日議連共同議長であるジム・マンソン上院議員及び同議連の役員・メンバー等と懇談する機会を得た。なお、議員団のカナダ訪問前の本年（二〇一九年）九月十一日に議会下院が解散されたため、上記懇談へのカナダ側参加者は、上院議員のみとなった。

懇談においては、日本・カナダ間の人的交流及び経済関係の強化に向けた取組、日本及びその周辺の情勢、気候変動問題、高齢化社会への対応策等について意見交換を行った。

また、加日議連の配慮により、カナダにおいて安全保障・情報活動に従事する行政機関の活動を審査する国会議員安全保障情報委員会（以下、本節において「委員会」という。）の委員であったフランシス・ランキン上院議員も懇談に参加し、同議員より委員会の活動等について説明を聴取する機会を得た。なお、委員会は、議会下院の解散と同時に解散される旨法定されており、ランキン上院議員は、本年（二〇一九年）九月十一日下院解散時に委員の資格を喪失している。ランキン上院議員による説明の概要は以下のとおりである。

安全保障・情報活動に従事する行政機関が複数存在し、その活動の審査は、各行政機関を担当する個々の審査機関が縦割りの担当してきたが、横断的な審査を行う組織がないという課題に対処するため、二〇一七年に委員会が設立された。委員会は、様々な背景を有する最大十一名の国会議員で構成され、独立の立場で審査対象を決定することができる。委員会では、各委員の経験を踏

まえながら分析・議論が行われた。また、委員会の委員は、セキュリティ・クリアランスを有し、審査に必要な秘密情報にアクセスすることができるが、得た情報について守秘義務が課されており、この点に関して国会議員の免責特権は及ばない。委員会の活動により得た結果及びそれを踏まえた提言は、年次報告書又は特別報告書に記載され、首相に提出される。また、報告書は、秘密事項に該当する内容を削除した上で公表される。報告書のテーマとしては、安全保障政策や関連予算の優先順位付け、安全保障・情報活動に従事する行政機関間の政策調整等といった大局的なテーマに加え、関係行政機関の個別の活動についての問題点が取り上げられてきた。

以上のランキン上院議員の説明に対し、議員団より、委員会の審査においては政府の秘密情報に完全にアクセスできるかどうか問うたところ、委員は、枢密院の秘密事項等を除き、審査に必要な全ての秘密情報にアクセスが可能であり、議会上下院の安全保障関連委員会の委員とは政府情報へのアクセスレベルが異なる旨説明があった。

また、他国の類似機関との交流や関係について問うたところ、UKUSA協定（情報活動の設備及び活動で得た情報の相互・共同利用を定めた協定）の他の締結国である米国、英国、オーストラリア、ニュージーランドの類似機関と、安全保障・情報関係の行政機関の監視問題について議論する機会等がある旨説明があった。

意見交換後、加日議連側の案内により、カナダ議会上下院（議事堂改築工事の間一時的に使用される施設）を視察し、同国の議会制度等に関する説明を受けた。

## 2 国家安全保障情報評価庁における調査

国家安全保障情報評価庁（以下、本節において「評価庁」という。）は、安全保障・情報活動に従事する行政機関の監視等を行う政府機関である。調査の冒頭、評価庁の委員及び事務局次長等より、評価庁の概要について次のとおり説明があった。

評価庁は、安全保障・情報活動に従事する行政機関の監視や苦情申立てを取り扱っていた三機関等を統合する形で本年（二〇一九年）七月に発足した政府機関である。その任務は、独立した立場から、①安全保障・情報活動に従事する行政機関が適法に活動しているかを審査すること、②当該行政機関の職員がセキュリティ・クリアランスを得られなかった場合等に当該事実について申し立てられた苦情を処理することの二点である。評価庁には意思決定機関として委員長及び六名の委員で構成される委員会が置かれており、委員会の下に最大百名から成る事務局がある。なお、評価庁の任務の遂行に際して、関係行政機関より秘密情報の提供を受けることとなるため、委員と事務局職員によるセキュリティ・クリアランスの取得及び宣誓並びに評価庁内で秘密情報を取り扱う

場所への入退室制限等、提供元の各行政機関と同等レベルの保護措置を講じている。

評価庁の審査には、①ある行政機関の活動が適法に行われたかを審査する「法定審査」、②国民の関心を集める特定の事項について審査する「コア審査」、③新たな活動・技術その他の情勢変化が生じる場合の影響について予備的に審査する「予備的審査」の三種類がある。

審査のプロセスについては、まず、評価庁は、各種情報を基に、毎年、三年分の審査計画を策定し、その後も情勢変化等を受け、同計画を定期的に更新する。計画策定に際しては、審査のための時間・人材等が有限であることを考慮し、リスクベースの審査（問題が存在する可能性が高い事項を集中的に審査する手法）が行われるよう配意している。次に、実際の審査の段階では、行政機関からの聴取等を通じて審査対象を特定し、その審査対象に関係する全ての情報を行政機関から取得する。その後、情報分析等を経て得た結果を評価庁事務局が報告書案の形で取りまとめ、委員会にて承認を得るべく付託され、承認後の報告書は政府に提出される。報告書は年一回作成され、秘密情報を含まない公開版と秘密情報を含む非公開版の二種類がある。前者は議会に提出され、後者は報告内容に応じて関係大臣に提出される。報告書に勧告が含まれる場合、評価庁は、勧告対象の行政機関の当該勧告への対応状況についてフォローアップを行う。

次に、苦情処理について説明する。苦情処理は、準司法的性格を有する手続であり、評価庁は、弁護士の補佐を受けつつ任務を遂行している。苦情処理の範囲については、セキュリティ・クリアランスに関する苦情については全てを処理の対象とするが、それ以外の苦情については、カナダ治安情報局及び通信安全保障部の全ての活動並びに王立カナダ騎馬警察の安全保障関連部分の活動に係る苦情のみを処理の対象とする。苦情処理のプロセスにおいては、関係者からの聴聞を非公開で行うことがある。また、処理の途中で申立人と関係行政機関に和解を促すこともある。苦情処理が完了すると、評価庁より法的拘束力のない勧告が発せられる。

上記の説明に対し、議員団より、複数の審査機関を統合して評価庁が発足した背景について問うたところ、評価庁発足以前に存在していた各審査機関は、それぞれ所管する行政機関の活動を審査していたが、複数の行政機関が共同で行った活動を各審査機関が個別に審査を行う場合には、当該共同活動を総体的に評価することが困難であったため、包括的かつ実効性の高い審査を可能とするため、審査機関が統合された旨説明があった。

また、評価庁による審査の進め方に関しては、評価庁自身の判断で審査の対象や方法を選定している一方、国会議員安全保障情報委員会の審査と重複が生じないように、両機関間で連携している旨説明があった。

さらに、評価庁が審査対象の行政機関に提出を求めた秘密情報の入手の可否

について問うたところ、評価庁は、審査に必要な情報については、枢密院の秘密事項を除き、全ての秘密情報を入手できる旨説明があった。

### 3 国会議員安全保障情報委員会における調査

国会議員安全保障情報委員会（以下、本節において「委員会」という。）は、安全保障・情報活動に従事する行政機関に対して民主的な視点から監視を行うため、国会議員により構成される機関である。調査の冒頭、委員会事務局長より、概要次のとおり説明があった。

委員会は二〇一七年六月に創設された。委員会の委員（最大十一名）は、全員国会議員で構成され、首相の助言に基づき総督が任命する。政務三役は委員になることができない。なお、議会下院が解散すると委員会も解散するため、下院解散中の現時点で委員は不在である。また、委員会は議会の機関ではない。主な任務は、①安全保障・情報活動に係る法規、予算及び政策の審査、②安全保障・情報活動に従事する行政機関の具体的な活動の審査、③安全保障・情報活動に関して担当大臣が委員会に審査を要請した場合における当該審査である。委員会は、原則として、任務の遂行に必要な行政機関の情報にアクセスできるものの、枢密院の秘密事項、人的情報、継続中の捜査に係る情報等はその例外となる。委員と事務局職員九名の全員がセキュリティ・クリアランスを得て、高いレベルの秘密情報へのアクセスが認められている。委員会は、審査の対象機関とテーマを自由に選ぶ権利を有しており、審査の結果については、年次報告書又は特別報告書を作成し、首相等に提出することとなっている。報告書に秘密事項（安全保障に支障を及ぼす情報及び弁護士等の守秘義務等に係る情報）が含まれる場合には、首相の指示に基づき委員会が当該報告書から該当箇所を削除し、議会に秘密事項が含まれない報告書を提出する。一方で、秘密事項に該当しない部分については、政府にとって好ましくない内容であっても削除できない。委員会の発足以来、各回四時間程度の審査を計七十回程度行い、報告書を四回提出した。過去の審査では、特定の行政機関による情報活動の状況、特定目的の達成のための安全保障・情報活動の状況、安全保障・情報活動に係る政策形成過程といったテーマが取り扱われた。

報告書については、読み手である国民を啓発することに重点を置き、委員会における審査のアプローチ、審査を通じて得た知見、カナダの安全保障上の脅威等を説明したものとなっており、国民や有識者等からの評価が極めて高い。

委員会がその活動を通じて得た教訓としては、①委員会の任務に鑑みれば、国会議員で組織する委員会であっても、その活動や議論が政治的なものにならないよう留意すること、②委員会の活動目的や秘密情報の保護に関して疑念が生じないよう留意し、関係行政機関との間で信頼関係を構築すること、③関係行政機関の取組の改善に資するような付加価値のある提言を行うことの三点が挙げられる。

上記の説明に対し、議員団より、委員会創設までの経緯について問うたところ、カナダ国内のテロ事件等を契機として安全保障・情報活動に従事する行政機関の権限拡大が図られた一方で、当該機関に対する民主的監視を強化すべきとの声が高まったことが背景にある旨説明があった。

また、委員会の活動を補佐する職員の専門性を高めるための取組について問うたところ、安全保障・情報活動の経験を有する人材の活用が委員会にとって有用であり、そのような人材の採用に取り組んできた旨説明があった。

また、審査対象の行政機関の予算の承認権限の有無及び大臣から委員会に対する審査要請の有無について問うたところ、前者については法律上の権限はなく、後者については、まだ要請は受けていない旨説明があった。

また、委員会と国家安全保障情報評価庁との役割の差異について問うたところ、前者の役割は、審査を通じて安全保障・情報活動に従事する行政機関の活動等の戦略的実効性を高めることであるのに対して、後者の役割は、対象行政機関の活動の適法性を審査することである旨説明があった。

続いて、行政機関による秘密情報の指定等の適切性について委員会が審査しているか問うたところ、現時点においてそのような審査はしていないが、仮に行政機関の秘密情報の指定等の適切性に疑念が生じた場合には、当該行政機関が情報管理のために定める内部規則の遵守状況を審査することになるとうの見解が示された。

さらに、委員会の活動により審査対象の行政機関に活動や意識の変化が見られたか問うたところ、委員会と審査対象の行政機関の間で頻繁に情報や意見のやり取りが行われた結果として、行政機関側が委員会の活動や目的に関心や理解を示す状況が生じているとの説明があった。

#### 4 その他

議員団は、カナダ訪問中、上記1から3の活動に加え、在カナダ日本大使館より同国事情に関するブリーフィングを受けた。

#### 四、おわりに

今般の議員団による調査等の結果を踏まえ、以下、本報告の締めくくりとして、政府の秘密情報の取扱い等の実効的な監視に向けた国会の取組に関して所見を述べる。なお、以下の所見は、議員団が本院情報監視審査会（以下、本章において単に「審査会」という。）の会長及び委員（派遣当時）で構成されたことから、審査会の活動を念頭に置いたものとなっているが、国会全体又は国会の他の機関による取組にも示唆を与え得るものである旨あらかじめ付言する。

第一は、監視手法に関する所見である。

今回訪問した監視機関の中には、時間や人材等の資源が有限である中で監視

の実効性を最大化するため、リスクベース・アプローチ（問題が存在する可能性が高い事項を事前調査に基づいて抽出し、当該事項に集中的に資源を投入する手法）を意識した取組を行っている機関が多くあった。また、その事前調査においては、内外の諸情勢、監視対象機関の内部検査及び有識者の意見等の様々な情報をリスク発見の端緒として活用している。

審査会におけるこれまでの特定秘密の指定等の適切性の調査においても、実質的にリスクベース・アプローチが用いられているところであるが、引き続き、このアプローチを意識し、調査の実効性を更に高めていく必要があるものと思料する。その一方で、調査に対する信頼性を維持するためには、調査における特定の政治的意図の排除や秘密情報の漏えい防止が極めて重要であり、この点にも留意が必要である。

また、監視の過程において行政機関と意見交換を密に行い、監視機関としての意思を明確にすることは、行政機関の監視に対する理解の促進や適切な制度運用に向けた意識改革を促し、監視機関との信頼関係を向上させ、ひいては、監視機能の最大限の発揮につながるものと思料されるところ、この点は、審査会の活動において今後も意識し続けるべき点であると考ええる。

なお、日本の審査会は、現行の法制度上、特定秘密保護制度の運用の監視をその任務としており、政府の情報機関の活動全般の監視を行う米国及びカナダ議員による監視機関とは、任務の範囲に差異があるが、この点に関しては、これまで国会においても議論が行われてきたところであり、今後も、必要に応じて検討等がなされるものと考ええる。

第二は、監視結果の報告に関する所見である。

今回訪問した多くの監視機関では、監視結果を政府に提出・通知し、また、国民向けにも公表する等の形で、その成果を報告している。この報告に際しては、行政機関の業務改善に資するよう、また、秘密情報を保護しつつ国民の知る権利に十分応えたものとなるよう、その内容の充実に努めている様子がうかがえた。審査会においても、議長に提出し、公表する報告書の作成に際して、特定秘密保護制度並びに審査会による監視の枠組み及び内容を図表等も含めて説明するなど、上記の監視機関と同様の配慮を行っているところであるが、特定秘密保護制度という専門分野の監視の経過及び結果を、秘密保護を図りつつ、いかに分かりやすく開示するかという点については、常に検討及び工夫を重ねていくべき点であり、今後も不断の取組が必要であると考ええる。

第三は、監視活動を補佐する体制に関する所見である。

今回訪問した多くの監視機関の関係者より、その活動の実効性を高めるためには、活動を補佐する事務局の体制を充実させることが極めて重要である旨見解が示された。実際、各監視機関では、監視対象の分野に関する経験その他の専門性を有する職員が登用され、当該機関の活動の中で各職員の専門性が積極的に活用されているとのことである。審査会においても、監視活動の専門性及

び秘密保護の必要に鑑み、その活動を補佐する事務局職員に関して、審査会の役割に応じた適切な人選や調査能力の向上の取組等必要な措置が引き続き講じられていくことが重要である旨指摘したい。

以上が、今般の議員団による調査等の結果を踏まえた知見である。最後に、本議員団の派遣に際して、両国の在外公館を始め、多くの関係者の皆様に多大なる御協力をいただいたことにつき、心から感謝申し上げる次第である。